

指定通所介護

重要事項説明書

(2024年6月1日版)

社会福祉法人やすらぎ福祉会
デイサービスセンターやすらぎ

【法人の概略】

(1) 法人名	社会福祉法人 やすらぎ福祉会
(2) 法人所在地	石川県金沢市上荒屋1丁目39番地
(3) 電話番号	076-269-0808 (代表)
FAX	076-269-2004
(4) 代表者氏名	理事長 吉池 外志子
(5) 沿革	1992年 9月 法人認可 1993年 7月 特別養護老人ホームやすらぎホーム開設 同 8月 老人デイサービスセンターやすらぎ開設 1996年 7月 訪問入浴事業開始 配食サービス事業開始 訪問看護ステーションあて開設 1999年 4月 やすらぎホーム増床（定員50から100に） 認知症対応型デイサービス開始 訪問介護ヘルパーステーションやすらぎ開設 お年寄り介護相談センター開設 訪問看護ステーションあい開設 同 10月 居宅介護支援事業所やすらぎ開設 居宅介護支援事業所あて開設 2005年 11月 小規模通介護事業所おしのハウス開設 2006年 4月 お年寄り地域福祉支援センターかみあらや開設 同 5月 訪問入浴事業廃止 2008年 10月 なんぶやすらぎホーム開設 2014年 2月 認知症対応型デイサービス廃止

【通所介護】

1) 事業の種類	指定通所介護（定員35名）
2) 名称	デイサービスセンターやすらぎ
3) 住所	金沢市上荒屋1-39
4) 電話	076-269-1977
5) 責任者	所長 奥村 真由美
6) 開設日	1993年8月1日
7) 介護保険事業所指定番号	1770100186
8) 同 指定日	2008年1月21日
9) 事業の目的	

指定通所介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者等に対し適正な通所介護事業を提供することを目的とします。

10) 運営の方針

要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護技術の進歩に対応した適切な介護技術をもって、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を利用者の希望に沿って適切に行う事により、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

2 目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容などを記載した通所介護計画を作成します。通所介護計画は、すでに居宅サービス計画を作成している場合には、当該計画の内容に沿って作成します。

3 事業所は、通所介護計画等の作成に当たっては、その内容について、利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。

4 事業所は、通所介護計画等を作成した際には、当該計画書等を利用者に交付します。

5 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連係を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

6 特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えます。

11) 通常の事業の実施範囲

金沢市 野々市市 白山市の旧松任地域

12) 営業日 サービス提供時間

営業日	休日	サービス提供可能時間 ※
月曜から土曜及び祝日	日曜、12/31～1/2	9：20～16：30

※サービス提供時間には送迎時間は含みません。

13) 職員の体制

相談員	介護職	看護職員	機能訓練指導員
常勤1以上	常勤（換算）5以上	常勤（換算）1以上	常勤1以上

※機能訓練指導員は看護職員が兼ねる場合もあります。

14) サービスの内容

指定通所介護等の内容は、居宅サービス計画等に基づいて、懇切丁寧に行うものとします。

1 身体介護に関する事

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供します。

排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護

2 入浴に関する事

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供します。

衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助

3 食事に関する事

食事を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供します。

食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助

4 機能訓練に関する事

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行います。

5 アクティビティ・サービスに関する事

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施します。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図ります。

例) レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操

6 送迎に関する事

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供します。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行います。

7 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

15) 利用料金の概要

別紙の利用料金表で説明します。

16) 利用料の支払

利用料金は、事業者が1ヶ月ごとに計算し、契約者に請求します。契約者はこれを翌月末までに、以下のいずれかの方法で支払うものとします。

- ・契約者の指定する口座からの自動引き落とし（手数料は事業者が負担します）
- ・事業者の指定する口座への振込み（手数料は契約者のご負担となります）
- ・事業者の窓口での支払い（受付時間 平日及び土曜日の9時から17時）

17) サービスの利用に関する留意事項

施設、設備、敷地等はその本来の用途に従って利用してください。利用者の故意または重大な過失により、施設、設備等を壊したり汚したりした場合には、自己負担により現状に復していただくか、それ相当の代価をお支払いいただく場合があります。

当事業所の職員や他の利用者に対して、生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい背信行為が行われた場合には、サービスの提供を終了させていただく場合があります。

18) 事故発生時及び緊急時の対応

利用者の心身の状態に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに協力医療機関等およびご家族に連絡し必要な対応をします。また事故発生時も、利用者の安全確保を最優先にしつつ、ご家族、関係自治体に速やかに連絡します。事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

サービス提供中に、天災そのほか災害が発生した場合、職員は利用者の避難など適切な処置を講じます。また管理者は、日常的に具体的な対処法方、避難経路、及び協力期間との連携方法を確認し、災害時には避難などの指揮をとり、また非常災害に備え定期的に避難訓練を行います。

19) 秘密保持

- ・事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- ・あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることがあります。

20) 介護・生活援助の記録と開示

- ・事業者は、介護・生活援助に関する記録を作成し、契約終了後5年間保存します。
- ・利用者は、当該利用者に関する記録を閲覧できます。

21) 苦情の受付について

(1) 苦情の受付、当法人の当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けています。

職種	氏名	常駐場所	電話
管理者	奥村 真由美	デイサービスセンター	076-269-1977

※受付時間は 月曜日～土曜日 9時～17時

(2) 行政機関その他苦情受付機関

金沢市介護保険課	所在地 金沢市広坂1-1-1 電話番号 076-220-2264 FAX 076-220-2559
野々市市介護長寿課	所在地 野々市市三納1丁目1番地 電話番号 076-227-6066 FAX 076-227-6252

白山市長寿介護課	所在地 白山市倉光二丁目1番地 電話番号 076-274-9529 FAX 076-275-2211
石川県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情110番)	所在地 金沢市幸町12-1 電話番号 076-231-1110 FAX 076-261-5190
石川県福祉サービス運営適正化委員会 (石川県社会福祉協議会内)	所在地 金沢市本多町3-1-10 電話番号 076-234-2556 FAX 076-234-2558

(3) 苦情解決責任者 やすらぎホーム施設長 山下 明美

(4) 第三者委員

氏名	職業
高橋 勝二	地域住民
中川 早苗	地域住民
松本 よし美	地域住民

2.2) 虐待の防止について

当該事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のために、以下の対策を講じます

①虐待防止責任者を選任しています。

虐待防止責任者	奥村 真由美
---------	--------

②虐待防止のための委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底しています。

③従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上及び虐待防止のための研修を定期的に実施しています。

④サービスの提供中に、要介護施設従事者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

⑤虐待防止のための指針を整備しています。

2.3) 身体拘束廃止の取り組みについて

利用者又はその他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為はいたしません。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その旨を本人または家族に説明しその同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況及び理由を記録します。

2.4) 自己評価及び第三者評価について

当事業所では、サービスの質の向上のため、自己チェックリストによる自己評価及び内部監査を実施しています。第三者評価は実施していません。